

附則 1 (約款の実施期日)

1 (約款の実施期日)

約款は、2024年4月4日から実施いたします。

2 (需要場所についての特別措置)

(1) 適用

イ 第9条(需要場所)(1)に定める1構内または第9条(需要場所)(2)に定める1建物(以下「原需要場所」といいます)において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます)の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第9条(需要場所)にかかわらず当分の間1原需要場所につきロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます)においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

a. 非特例区域等について、第9条(需要場所)に準じて需要場所を定めること。

b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第28条(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、第28条(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を除きます）で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）または第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第 8 章（工事費の負担）の適用については、第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 （標準周波数についての特別措置）

約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

4 （電力需要の基本料金についての経過措置）

電気の供給を受ける契約者が 2024 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金、電力量料金および最低月額料金は料金表にかかわらず次のとおりといたします。

料金表

（第 14 条関係）

(1)a 従量 B

二(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	295.24 円
契約電流 15 アンペア	442.86 円
契約電流 20 アンペア	590.48 円
契約電流 30 アンペア	885.72 円
契約電流 40 アンペア	1,180.96 円
契約電流 50 アンペア	1,476.20 円
契約電流 60 アンペア	1,771.44 円

二(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	30.00 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.60 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.69 円

二(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	321.42 円
---------	----------

(2)a 従量 C

ホ(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円
---------------------	----------

ホ(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.00 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.60 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.69 円

(第 15 条関係)

a 低圧電力

(5)イ 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,138.46 円
-----------------	------------

(5)ロ 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	27.49 円	25.92 円

5 (電力需要の基本料金についての経過措置)

(1) 低圧電力として電気の供給を受ける契約者が 2024 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は料金表にかかわらず次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 低圧電力

(イ) 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の 1 月あたりの基本料金は、基本料金額の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	
2024 年 4 月検針日の前日まで	1,138.46 円
2024 年 4 月検針日以降 2024 年 9 月検針日の前日まで	1,155.84 円

(ロ) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(2) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（第 15 条(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(3) その他

イ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、第 21 条(料金の算定)および第 22 条(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

ハ その他の事項については、契約約款に準ずるものといたします。